

ふたば便り

ふたば税理士法人

旭川事務所：旭川市神楽 2 条 7 丁目 4-18

tel(0166)69-2800 fax(0166)69-2801

札幌事務所：札幌市北区北 7 条西 6 丁目 2-34 キタビル 7F

tel(011)717-5611 fax(011)717-5612

2010 年 6 月号 (Vol. 94)

円満相続のためにできること (その 1) ～遺産分割協議って?～

「相続」の問題なんて財産のある人たちが考えることで、自分には関係ないと思っていらっしゃる方も多いかもしれません。確かに、「相続税」を納めなければならない人は、亡くなる方のわずか 4%、100 人中 4 人だけです。ところが、裁判所の統計によると、裁判所で遺産分割をした人の割合は、遺産の額が 5 千万円以下の家族からの申し立てが全体の約 75%、相続税のほとんどかからない遺産 1 億円以下の遺族からの申し立てを含めると、全体の 9 割近くを占めています。裁判所で遺産分割をするということは、**家族の話し合いではまとまらなかった**ということです。まとまらないから裁判所に申し立てをして、第三者に入ってもらうのです。ごくごく一般的な家庭でも遺産相続でもめる場合があります。

日本の一世帯あたりの平均貯蓄額はおよそ 1 千万円、持ち家率は 6 割を超えるそうです。現金は均等に分けようと思えば分けることが可能です。では、ご自宅などの不動産はどうでしょう…。相続税申告をするまでの 10 ヶ月間、遺族とお会いしてお話しをうかがっていると、その過程で、数字だけでは割り切れない、法律では解決できない気持ちのもつれなどにより、遺産分割がうまくいかない場合があります。

そこで今回は、「**遺産分割協議**」について考えてみたいと思います。

人が亡くなると、その方の遺産は家族（相続人）にわたります。相続人全員が参加して、遺産をどのように分けるか話し合うことを遺産分割協議といいます。「こうやって分けよう」ということについて全員の同意が必要です。民法の「**法定相続分**」という考え方もありますが、それに縛られることはありません。**全員が同意すれば、どのように分けても構いません**。仮に遺言書があっても、遺産分割協議で同意すれば必ずしも遺言書に従う必要はありません。遺産分割協議は、多数決ではなく全員の合意が必要ですから、一人でも反対する方がいれば協議が整わず、相続人の誰か、あるいは全員が裁判所に申し立てをする場合があります。裁判所の調停や審判では法定相続が重視されるようです。遺産分割協議が成立しなければ、不動産の名義変更をすることもできず、預金は凍結されてしまい（金融機関は新聞の死亡広告などを日々確認しています）、引き出しすることができなくなります。遺産分割協議の際、不動産を兄弟で共有にする場合もありますが、仲のいい兄弟が存命中はそれでも良いのですが、兄弟が亡くなり、兄弟の奥様や甥姪が相続することになれば、問題が複雑になるケースもあります。**共有は問題を先送り**にする場合も少なくありません。

今後、このニュースレターでは数回にわたり相続についてご説明します。自分が亡くなったあと、残されたご家族が仲たがいすることのないよう、考える機会を持っていただければ幸いです。

次回は「遺言」についてです。

新緑まぶしい季節になりました。可愛らしい花も顔をみせてくれています。先日、今年も冷夏との予報が出ましたが、はずれて欲しいです。 や

